

令和元年10月現在

## 旅行サービス手配業の新規登録について

---

\* 登録申請、相談等に来庁する場合は事前に電話で日時をお知らせください。

群馬県産業経済部観光局観光物産課

電話 027-226-3381

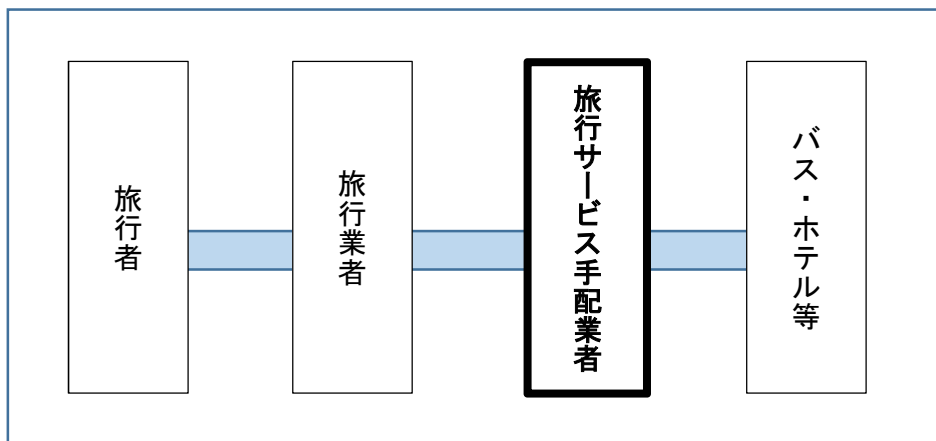
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 (県庁舎11階)

○旅行サービス手配業とは

「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者（外国の法令に準拠して外国において旅行業を営む者を含む。）のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為（取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）を行う事業をいう。【旅行業法第2条第6項】

○旅行者と旅行サービス手配業者等との関係

※ 旅行サービス手配業者：旅行業者から委託を受け、運送手段や宿泊施設、ガイド等を手配する者



## 第1 旅行サービス手配業登録制度

- (1) 旅行サービス手配業を営もうとする者は、旅行サービス手配業を行う主たる営業所の所在地を管轄する知事の登録を受ける必要があります。【旅行業法第23条】
- (2) 旅行サービス手配業の登録を受けようとする者は、申請書及びその他国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付して申請しなければならない。【旅行業法第24条】
- (3) 登録を受けずに旅行サービス手配業の営業活動を行うと無登録営業として、法律により処分されます。【旅行業法第74条】

## 第2 登録の拒否要件

申請者が、登録拒否条項（下記事項）に該当する場合は、その登録は拒否されます。

【旅行業法第26条】

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から5年を経過していないものを含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前四号のいずれかに該当するもの
- (6) 旅行業法第6条第1項第6号において規定する、心身の故障により旅行業、旅行業者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの若しくは旅行業法第26条第1項第3号において規定する、心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

### 第3 新規登録申請に当たっての要件

- (1) 主たる営業所の所在地が、群馬県内にあること。
- (2) 法人で申請する場合は、商号・目的（定款・履歴事項全部証明書共に）について、下記事項に注意のこと。

『商号』	既存の登録の旅行者・旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者との類似商号をさけるため、必ず申請書提出前に電話等で確認のこと。
『目的』	必ず『旅行サービス手配業』又は『旅行業法に基づく旅行サービス手配業』とすること。

- (3) 総合又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者、若しくは旅行サービス手配業務取扱管理者研修課程を修了した者を旅行サービス手配業務取扱管理者として選任すること。【旅行業法第28条】

- ① 1 営業所につき1人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者（常勤専任で就業のこと）を選任すること。
- ② 従業員数が10人以上の営業所においては、複数の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任すること。

### 第4 申請に必要な書類

「旅行サービス手配業新規登録申請書類一覧表」のとおり。

- ※1 新規登録手数料の納付手数料15,000円（申請時に群馬県収入証紙で納付）  
【群馬県旅行業法関係手数料条例第2条第5号】

### 第5 登録後の留意点

登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に届け出なければならない。  
【旅行業法第27条第1項】